

佐賀県告示第 59 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 28 年 2 月 20 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 28 年 2 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

(1) 化学名 1 ブチル N (2 フェニルプロパン 2 イル) 1 H インドール 3 カルボキサミド（通称名：CUMYL-BICA）及びその塩類

(2) 化学名 1 (5 フルオロペンチル) N (2 フェニルプロパン 2 イル) 1 H ピロロ[2,3-b]ピリジン 3 カルボキサミド（通称名：CUMYL-5F-P7AICA）及びその塩類

(3) 化学名 2 (8 ブロモ 2,3,6,7 テトラヒドロベンゾ [1,2-b:4,5-b]ジフラン 4 イル)エタンアミン（通称名：2C-B-FLY）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。